

(仮称) 百舌鳥古墳群ガイダンス施設展示設計業務プロポーザル実施要領

1 業務名称

(仮称) 百舌鳥古墳群ガイダンス施設展示設計業務

2 業務概要

百舌鳥古墳群は、世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳を含む古墳群である。本市では、百舌鳥古墳群を人類共通の遺産として保存・継承し、歴史と文化を活かしたまちづくりに活用していくため、世界文化遺産登録を推進している。

古墳群を将来にわたって確実に継承していくためには、市民が誇りや愛着をもち、様々なかたちで古墳群の保護と活用の担い手となることが必要となる。本市では、百舌鳥古墳群の価値理解の促進、誇りや愛着・まちづくりへの関心の醸成等を目的に(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設(以下、「本施設」という。)の整備を計画している。

今日、百舌鳥古墳群は、樹木に覆われた大小の小高い丘のように街なかに点在し、豊かな自然景観・環境を形成することで市民に親しまれている。しかしながら、現在の古墳から往時の姿は想像しにくいいため、その価値を理解することが難しくなっている。

本施設では、市民や来訪者が世界に比類ない百舌鳥古墳群の価値を理解し、わが国独自の古代の姿に「感動」し、1500年の時を超えて地域と共存してきた遺産のすばらしさを実感することができる学びの場を提供することで、この施設が世界遺産-百舌鳥古墳群との出会いの出発点となることをめざす。また、仁徳天皇陵古墳に隣接する立地を最大限に活かし、緑豊かな景観との調和や古墳への眺望を楽しめる場の創出などに取り組み、地域に愛され、訪れた人が安らぎを感じ、市民が世界に誇れる施設となることをめざす。

これらを踏まえ、「世界遺産-百舌鳥古墳群と出会う『古代日本・百舌鳥野への招待』」を施設の全体コンセプトとし、「学び」「交流」「周遊」「景観」の4つを基本方針として施設の整備を行う。

本業務は、平成27年9月に策定した「(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設基本計画」に基づいて本施設の展示設計等を行うものである。

3 業務履行期間

契約締結の日から平成29年12月25日まで

4 契約担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館5階

堺市 文化観光局 世界文化遺産推進室 担当 立道・石崎

電話番号 072-228-7014
F A X 072-228-7251
e-mail sei@city.sakai.lg.jp

5 プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当しない者。
- (2) （仮称）百舌鳥古墳群ガイダンス施設展示設計等業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。
※ 優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- (3) （仮称）百舌鳥古墳群ガイダンス施設展示設計等業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。
※ 優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者。
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。
- (7) 日本国内において、平成 17 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体が設置した同種施設（注*1）で、常設展示面積が 400 m²以上の展示設計業務（リニューアルを含む。）

を元請けとして完了した実績を有する者。

(注*1) 同種施設とは、世界遺産及びその候補資産、史跡若しくは埋蔵文化財等の文化財、又は人類の歴史に関するテーマを含んだ展示機能を備えた施設をいう。

- (8) 平成 28 年 2 月 1 日現在、所属事務所が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けており、本業務に一級建築士を 1 名以上配置できること。

6 日程

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| (1) 公募開始日 | 平成 28 年 2 月 29 日（月） |
| (2) プロポーザル参加資格確認申請書等提出締切日 | 平成 28 年 3 月 14 日（月） |
| (3) 質疑締切日 | 平成 28 年 3 月 14 日（月） |
| (4) 質疑回答日 | 平成 28 年 3 月 22 日（火）【予定】 |
| (5) プロポーザル参加資格確認結果通知日 | 平成 28 年 3 月 22 日（火）【予定】 |
| (6) 企画提案書等提出締切日 | 平成 28 年 3 月 30 日（水） |
| (7) プレゼンテーション実施日 | 平成 28 年 4 月 7 日（木）【予定】 |
| (8) 審査結果（採否）通知日（優先交渉権者決定） | 平成 28 年 4 月中旬 【予定】 |

※ 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※ 質疑、参加資格確認申請書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

7 応募書類の配布

平成 28 年 2 月 29 日（月）から平成 28 年 3 月 14 日（月）まで、堺市ホームページからダウンロードする。

堺市ホームページ：<http://www.city.sakai.lg.jp/>

8 提出書類

- (1) プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

企画提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

ア 提出書類

提出書類等	記入に関する留意事項	様式
プロポーザル参加資格確認申請書等の表紙	・提出者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。 ・①～④の表紙として使用し、①～④を順番に左上 1 箇所をホッチキス留めすること。	表紙 1

	<ul style="list-style-type: none"> ・③④は、堺市においての入札参加資格を有していない場合のみ必要。 ・堺市においての入札参加資格を有していない場合、以下の書類を添付すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し（発行後3か月以内の原本に限る） 2) 「代表者の印鑑証明書」（発行後3か月以内の原本に限る） ・提出部数は2部（原本を1部、押印後の写しを1部）とする。 ・押印後の写しについては、クリップ留めとする。 ・①～④とは別に、会社の概要が分かるもの（会社案内、会社パンフレット等）を2部提出すること。 	
①プロポーザル参加資格確認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・提出者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。 ・A4版縦1枚に記載すること。 	様式1
②履行実績等証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・提出者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。 ・履行実績欄に、業務名、発注者、契約内容、契約金額、履行期間、常設展示面積を記載すること。また、建築士欄に一級建築士事務所の登録番号、直接かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士の人数。また、配置予定の一級建築士の氏名、生年月日、年齢、免許証の番号を記載すること。 ・以下の書類を添付すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 前記5(7)を証明する資料 <ul style="list-style-type: none"> ・契約書の写し及び、仕様書の写し又は展示面積がわかる図面等 2) 前記5(8)を証明する資料 <ul style="list-style-type: none"> ・登録証等の写し等、一級建築士事務所登録番号が分かるもの及び配置予定の一級建築士免許証の写し ・A4版縦1枚に記載すること。 	様式2
③同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・提出者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。 	様式3

	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4 版縦 1 枚に記載すること。 ※堺市において入札参加資格を有していない場合のみ 	
④国税の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人は「その 3 の 3」、個人は「その 3 の 2」とし、平成 28 年 2 月 1 日以降に発行されたものを必ず添付すること（写し可）。 ※堺市において入札参加資格を有していない場合のみ 	—

イ 提出期限

平成 28 年 3 月 14 日（月） 午後 5 時 30 分まで

ウ 提出先

前記 4 の契約担当課まで

エ 提出部数

2 部

エ 提出方法

上記提出先まで直接持参又は郵送（FAX 不可）のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時 30 分まで（土曜日、日曜日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記 4 の契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※ 前記 5 のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、参加の可否について、平成 28 年 3 月 22 日（火）までに通知する予定である。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

提出書類等	記入に関する留意事項	様式
企画提案書等表紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。 ・ ①～⑥の表紙として使用し、①～⑥を順番に左上 1 箇所をクリップ留めすること。 ・ 提出部数は 11 部とし、うち 10 部については表紙を添付しない。 ・ ①～⑥には、提出者が判別できるような記載（会社名、メーカー等が特定されるような固有名詞、マーク等）は一切行わないこと 	表紙 2

①業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内において、平成 17 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体が設置した同種施設で、常設展示面積が 400 m²以上の展示設計業務（リニューアルを含む。）を元請けとして完了した実績を記載すること。 ・主なものを 5 件まで記載すること。 ・受注形態の欄には、単独、J V の別を記載すること。 ・記載した同種業務実績については、業務名、履行期間、契約金額、発注者及び受注者双方の押印が確認できる契約書の所定の部分の写しと、仕様書の写し又は展示面積がわかる図面等を添付すること。 ・A4 版縦 1 枚に記載すること。 	様式 5
②業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の総括責任者（1 名）及び担当技術者（4 名まで）を記載すること。 ・総括責任者と担当技術者の兼務は認めない。 ・一級建築士は 1 名以上必ず配置すること。 ・各技術者の保有資格を（ ）書きで記載すること。 ・企画提案書等の提出者以外の企業等に所属する者を担当技術者とする場合は、企業名等も記載すること。 ・配置予定者のうち、日本国内において、平成 17 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体が設置した同種施設で、常設展示面積が 400 m²以上の展示設計業務（リニューアルを含む。）を元請けとして完了した実績のある者の人数を記載すること。 ・A4 版縦 1 枚に記載すること。 	様式 6
③業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するにあたって、その考え方や業務の進め方を記載すること。 ・A4 版縦 1 枚に記載すること。 	様式 7
④業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の進行計画を工程表に記載すること。 ・A4 版縦 1 枚に記載すること。 	様式 8
⑤特定テーマに対する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙の「(仮称) 百舌鳥古墳群ガイドランス施設展示設計業務仕様書」に基づき、次に掲げる特定テーマに対する提案内容を具体的に記載すること。 	様式 9

【世界文化遺産ガイダンス施設としての展示・運営のあり方について】

基本計画で示した全体コンセプト『古代日本・百舌鳥野への招待』を実現するため、百舌鳥古墳群を活かしたまちづくりへの寄与及び世界文化遺産登録後の活用を視野に入れたガイダンス施設としての展示・運営のあり方について具体的に示すこと。

【展示コンセプトを実現するための展示について】

基本計画で示した展示コンセプト「よみがえる古代日本・百舌鳥の姿」を実現するための展示内容及び展示手法について具体的に示すこと。基本計画で示した展示計画（展示ストーリー、展示内容及び展示手法）はあくまで例示であって、自由な発想で提案を求める。

* 視聴覚室で放映する映像は、堺市博物館にある百舌鳥古墳群シアターで上映しているVR映像を利用することを想定している。したがって、これについては本提案の範囲外とする。

* (仮称) 百舌鳥古墳群ガイダンス施設基本計画に基づいて提案書を作成すること。

* 建物の階数や諸室の配置は、以下の内容を前提とすること。(ただし、これらは現時点で決定されたものではなく、今後、建物の基本設計において検討するものである。あくまで提案書作成における前提にとどまり、展示設計業務における前提にはならない。)

- ・階数 3階建て
- ・エントランスゾーン 1階南寄りに配置
- ・体験展示ゾーン、視聴覚室、交流センター
1階中央部に配置し、エントランスゾーンも合わせて一体的な大空間(22.5m×56.0m)を構成。
- ・情報コーナー 1階東寄りに配置
- ・団体多目的室 1階東寄りに配置
- ・展望ラウンジ及び展望デッキ 3階に配置

・記載にあたり、概念図、イラスト等を用いることに支障はない。

・A3版横4枚以内に記載すること。

⑥見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。 ・見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。 ・見積書の提案上限金額は 32,000 千円（税込）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。 ・A4 版縦 1 枚に記載すること。 	様式 自由
------	---	----------

イ 提出期限

平成 28 年 3 月 30 日（水） 午後 5 時 30 分まで

ウ 提出先

前記 4 の契約担当課まで

エ 提出方法

上記提出先まで直接持参又は郵送（FAX 不可）のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時 30 分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記 4 の契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※ 提出の際には、本市から交付した関係書類を全て返却すること。

9 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記 4 の契約担当課担当者まで、FAX もしくは電子メールにて問い合わせること。送付後、速やかに契約担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、質問受付の締め切りは平成 28 年 3 月 14 日（月）午後 5 時 30 分までとし、それ以後は一切受け付けない。

10 提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」（様式 4）に提出者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1 部提出すること。また、その際には、本市から交付した関係書類はすべて返却すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提

出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1) 辞退届提出期限

平成 28 年 3 月 22 日（火）午後 5 時 30 分まで

(2) 提出先

前記 4 の契約担当課まで

(3) 提出方法

上記提出先まで直接持参又は郵送（FAX 不可）のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時 30 分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記 4 の契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

1.1 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 堺市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、契約金額が 500 万円未満の場合は除く）。
- (3) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (4) 提出期限までに書類が提出されない場合。
- (5) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合。
- (8) 契約を履行することが困難と認められる場合。
- (9) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適當な場合。
- (10) 本事業について 2 案以上の企画提案をした場合。
- (11) 本業務に配置予定の技術者として一級建築士を配置できない場合。
- (12) 提案者から選定委員に対して故意の接触があったと認められた場合など、審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (13) 審査の合計点が総配点の 6 割未満の場合。

1.2 企画提案書等の審査

- (1) 審査基準及び配点表
別添審査基準及び配点表のとおり。
- (2) 審査方法
 - ・提出書類は外部有識者及び堺市庁内関係者で構成する選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた1者を選定する。
 - ・提出書類の内容についてのプレゼンテーションの実施を予定している。日時等詳細については別途連絡を行う。
 - ・応募者が多数の場合は、書類審査による一次選考を行い、上位5者程度にプレゼンテーションの実施を依頼する。
 - ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
 - ・審査内容、結果についての異議は認められない。
- (3) 審査結果
審査結果は採否に関らず、4月中旬（予定）に通知する。
- (4) 優先交渉権者の決定
審査の結果を踏まえ、最も適したものを優先交渉権者として決定する。

1.3 契約の締結

- (1) 契約者の決定
 - ア 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は速やかに契約が締結できるように手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。
 - イ 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び契約不成立により本市に著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。
- (2) 契約金額
契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。
- (3) 契約保証金
本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10/100以上とする（ただし、利子は付さない）。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

 - ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書

を提出したとき。

イ 過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

ウ 契約金額が、1,000,000円以下であるとき。

(4) 誓約書の提出

優先交渉権者は、契約締結までに堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないことを表明した誓約書（契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じた金額）が500万円未満の場合は除く）を作成し、提出すること。

1.4 その他

(1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。

なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。

(2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(3) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。

(4) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(5) 当該プロポーザルは、平成28年度の予算成立を前提に準備行為として行うものであり、予算が成立しない場合は、当該プロポーザル及び優先交渉権者の選定等は無効とする。

(6) 本業務に基づく展示制作や施工業務は、別途、入札を予定している。本業務の契約者が展示制作や施工業務の入札に参加することは妨げない。ただし、本業務において、設計者以外では、展示制作や施工業務を行うことができないような設計をしてはならない。